

徳島県告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和五年三月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
小松島市立江町字露ノ本一三三番一の一部	板野郡松茂町笹木野字八 山開拓一七二番地一 i v e s t y l e 七 一 ○五号室	濱田 拓実
吉野川市鴨島町牛島字中開西一九三〇番一 及び二六四六番一四の一部	徳島市北島田町二丁目二 九 一 九	社 RAKUDO株式会社
板野郡北島町北村字三町地三四番五、三五 番一 一 及び三四番五地先町有地	同 大原町池ノ内三五 番地の三	小林 実 小林 美香